

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
池田子ども家庭センター	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領によれば、取得後に当該資産の価値を高めるための支出は資産として計上することとされている。</p> <p>しかしながら、平成24年度にセンター2階トイレの全面改修工事を行い、2,490千円を支出しているが、すべて資産ではなく費用として処理している。当工事は、オムツ交換台の設置や子ども用トイレへの変更、障がい者対応等を含め、全体として明らかに資産価値を高めるものであるが、公有財産台帳への登載を行っておらず、結果として財務諸表上、固定資産への計上が漏れている。</p> <p>これは、担当者及び決裁者が固定資産計上基準を定めた大阪府公有財産台帳等処理要領の規定を十分に理解していなかったことに起因している。</p>	<p>固定資産保有の実態を公有財産台帳において適切に表すため、当工事の支出を資産計上するよう速やかに是正されたい。</p> <p>また、支出に関する資産と費用の区分誤りを防止するため、担当者及び決裁者が固定資産計上基準を正しく理解した上で、支出の度に、その支出が資産と費用のいずれに該当するかを固定資産計上基準に照らして十分に検討し、その判断根拠を添付して決裁を行うよう改められたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 [固定資産計上の基本方針2] 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。 [主な建物内設備] (要約) 衛生設備…バリアフリー化 (トイレ洋式化・自動洗浄化) は改良とし、資産計上する。 (注1) 同一工事として、新設 (資産計上するもの) と補修 (資産計上しないもの) が一括発注されている場合、資産に計上する支出と、資産に計上しない支出に仕分することを基本とするが、仕分が実務上困難な場合は全てを資産として計上することも可能。</p> </div>	<p>平成24年度のセンター2階トイレの全面改修工事については、障がい者対応等を含め、全体として資産価値を高めるものであるため、固定資産として、公有財産台帳に登載 (異動年月日 平成24年11月11日、登録年月日 平成26年1月31日付け) した。</p> <p>今後は、会計局や財産活用課等の関係機関の指導を受けながら、大阪府公有財産台帳等処理要領の規定に則って、適正な事務処理に努める。</p>

不納欠損引当金の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																											
池田子ども家庭センター	<p>平成24年度末における児童措置費負担金(*)に係る未収金16,783千円について、不納欠損引当金を誤ってゼロと計算していた。正しくは以下の計算のとおりであり、債権の回収可能性に応じて分類・集計した上で、引当計上が必要である。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="584 573 1626 785"> <thead> <tr> <th>債権の分類</th> <th>金額</th> <th>要引当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般債権</td> <td>10,016</td> <td>977</td> </tr> <tr> <td>貸倒等懸念債権</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>破産・更生債権</td> <td>6,766</td> <td>6,766</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,783</td> <td>7,744</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年度までは経過措置として、一般債権について引当計上不要であったが、平成24年度からは計上が必要となる。これについて、担当者及び決裁者が、平成23年度までと同様に引当計上不要と誤解していたこと、破産・更生債権についても引当計上を失念していたこと、チェックが漏れていたことに起因している。</p> <p>(*) 児童措置費負担金とは、児童福祉施設に入所措置を行った場合に、児童福祉法第56条にかかる負担金を、本人又はその扶養義務者から負担能力に応じて徴収しているもの。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【大阪府財務諸表作成基準及びその注解】</b>  <b>第14条(3) 不納欠損引当金</b>                      未収金の不納欠損見込額を計上する。なお、不納欠損見込額は、個々の債権の状況に応じた、合理的な算定方法により算定する。</p> <p><b>【評価性引当金取扱要領】</b>  <b>第5条 要引当金額は、債務者の財政状態又は経営状態等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。</b></p> <table border="1" data-bbox="658 1331 2288 1709"> <thead> <tr> <th>債権の分類</th> <th>分類の定義</th> <th>要引当金額の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般債権</td> <td>財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権</td> <td>過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。</td> </tr> <tr> <td>貸倒等懸念債権</td> <td>破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。</td> </tr> <tr> <td>破産・更生債権</td> <td>破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。</td> </tr> </tbody> </table> </div>	債権の分類	金額	要引当額	一般債権	10,016	977	貸倒等懸念債権	0	0	破産・更生債権	6,766	6,766	合計	16,783	7,744	債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法	一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。	貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。	破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。	<p>財務諸表作成に当たっては、債権の回収可能性の実態を適正に反映させることが必要である。</p> <p>そのため、平成25年度の大阪府の財務諸表作成に当たっては、担当者及び決裁者が不納欠損引当金の算定方法を正しく理解した上で、大阪府財務諸表作成基準及び評価性引当金取扱要領に従って、回収可能性に応じて個々の債権を分類・集計し、財務諸表に適正な不納欠損引当金を計上されたい。</p>	<p>平成25年度の財務諸表の作成においては、大阪府財務諸表作成基準及び評価性引当金取扱要領に基づき、所要の不納欠損引当金を計上した。</p> <p>今後とも、会計局等の関係機関の指導を受けながら、大阪府財務諸表作成基準等の諸規定に則って、財務諸表に適正な不納欠損引当金を計上し、適正な事務処理に努める。</p>
債権の分類	金額	要引当額																												
一般債権	10,016	977																												
貸倒等懸念債権	0	0																												
破産・更生債権	6,766	6,766																												
合計	16,783	7,744																												
債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法																												
一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。																												
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。																												
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。																												

通勤手当の認定（支給）誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																
鳳土木事務所	<p>通勤手当の認定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとされているが、通勤認定担当者が、より経済的かつ合理的と認められる経路があることに気付かず、また、決裁者も十分な確認をせず認定を行った結果、以下のとおり職員に対して通勤手当が過大に支給されているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="516 625 1389 1142"> <thead> <tr> <th data-bbox="516 625 753 919">過払支給期間</th> <th data-bbox="762 625 952 919">認定経路による既支給額 (A)</th> <th data-bbox="961 625 1210 919">最も経済的かつ合理的と考えられる経路による支給額 (B)</th> <th data-bbox="1219 625 1389 919">差引額 (A) - (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="516 926 753 995">平成25年4月～平成25年9月</td> <td data-bbox="762 926 952 995">224,760円</td> <td data-bbox="961 926 1210 995">182,740円</td> <td data-bbox="1219 926 1389 995">42,020円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1001 753 1071">平成25年10月～平成26年3月</td> <td data-bbox="762 1001 952 1071">224,760円</td> <td data-bbox="961 1001 1210 1071">182,740円</td> <td data-bbox="1219 1001 1389 1071">42,020円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1077 753 1142">合計</td> <td data-bbox="762 1077 952 1142">449,520円</td> <td data-bbox="961 1077 1210 1142">365,480円</td> <td data-bbox="1219 1077 1389 1142">84,040円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	認定経路による既支給額 (A)	最も経済的かつ合理的と考えられる経路による支給額 (B)	差引額 (A) - (B)	平成25年4月～平成25年9月	224,760円	182,740円	42,020円	平成25年10月～平成26年3月	224,760円	182,740円	42,020円	合計	449,520円	365,480円	84,040円	<p>当該職員の通勤手当については、給与の訂正基準に基づき必要な是正措置を講じられたい。併せて、他の職員の通勤手当についても、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額で認定しているか調査し、適正でないものがあれば同様に必要な是正措置を講じられたい。</p> <p>また、通勤認定の適正化を期するため、担当者及び決裁者は、複数の通勤経路が存在しないか地図や路線図等で適切に確認するとともに、最も経済的かつ合理的な経路の判断が困難である場合は、過去の認定事例を整理した上で、制度所管課（総務サービス課）に相談及び調整しながら、鳳土木事務所の実情に即した通勤手当認定の取扱いを定めて職員に周知する等の取組みを検討されたい。</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>  第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>平成25年11月、総務サービス課と当該認定に関する協議を行った結果、給与の訂正基準に基づき、将来に向かっての訂正とし、次回支給期（平成26年4月1日）に訂正することとした。</p> <p>また、平成25年12月、所属職員全員の通勤経路について、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額で認定しているか確認したところ適正であった。</p> <p>今後、通勤手当の認定に当たっては、複数の通勤経路が存在しないか地図や路線図等を用いて適切に確認するとともに、複数人（担当者、決裁者）でのチェックを徹底するとともに、最も経済的かつ合理的な経路の判断が困難である場合は、その都度、制度所管課に相談及び調整しながら、適正な認定を行う。</p> <p>さらに、特異な事例にあっては記録に残し、当所における今後の認定事務を行うためのデータとして活用する。</p>
過払支給期間	認定経路による既支給額 (A)	最も経済的かつ合理的と考えられる経路による支給額 (B)	差引額 (A) - (B)																
平成25年4月～平成25年9月	224,760円	182,740円	42,020円																
平成25年10月～平成26年3月	224,760円	182,740円	42,020円																
合計	449,520円	365,480円	84,040円																